



● 草の根パートナー型

平成17年度第1回 採択内定案件

I. 提案事業の概要	
1. 国名	ネパール
2. 事業名	保健行政システムのキャパシティ・ビルディングによるネパールの女性と子どもの栄養改善計画
3. 事業の背景と必要性	ネパールでは、乳幼児の半数が栄養不良、女性の7割と乳幼児の9割が貧血という状況が、感染症の繰り返しという悪循環、そして、妊産婦・乳幼児の高い死亡率に繋がっている。この背景には、母子保健の中でも数値目標化されたワクチン接種率やビタミンA配布が一定の成果をあげる一方、体重測定や保健栄養教育等は、過去20年以上パイロット事業の域を超えることができないという状況がある。このような事態に対応するために本事業が普及を提案する食生活改善アプローチは、地域で入手可能な食材を利用した栄養改善法として、蛋白質欠乏等すべての形態の栄養不良を克服するために唯一の持続可能な方略として必要とされている。
4. 事業の目的	食生活改善アプローチ（FBA）の全国普及により栄養摂取と栄養状態の改善を図る。
5. 対象地域	全国75郡のうち、セントラル及びウエスタン・リージョンから6郡を選定。379カ村各9地区のボランティア等が活動する集落を対象とする。
6. 受益者層	対象地域の乳幼児と女性（思春期、妊婦、授乳期）
7. 活動及び期待される成果	<ol style="list-style-type: none"> 保健行政システムの中央から草の根レベルまでの全てのレベルにおいてFBAのアドボカシーが行われ、既存の保健行政の中でFBA実施の体制が導入される。 セントラル・リージョンのマホタリ郡およびダーティン郡にてFBA普及モデルが確立される。 ウエスタン・リージョンのカスキ郡、ハルパット郡、ナフルバラシ郡、カビルバストウ郡の4郡において、確立されたモデルの普及可能性が確認される。 対象6郡における住民の栄養状態が改善される。
8. 実施期間	2006年10月～2009年9月（3年間）
9. 事業費総額	50,000千円（予定）
10. 事業の実施体制	政策統括を担うネパール国保健省栄養課と連携し、当団体が過去5年間技術協力を行ってきた現地NGO（Nutrition Promotion and Support Services ; NPCSS）とともに事業の実施にあたる。
II. 実施団体の概要	
1. 団体名	特定非営利活動法人 チャイルドファンド・ジャパン
2. 活動内容	<p>フィリピン：25地域で地域社会開発事業を実施</p> <p>ネパール：オカルドゥンガ地域病院事業（病院事業・地域保健事業）</p> <p>ネパール：栄養改善事業（教材作成、村落対象の地域栄養改善事業）</p>